

「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」の運用

平成23年 2月23日 改正

平成31年 3月15日 改正

1 大規模施設の木造化 【指針第3】

3階以上又は3,000㎡を超える大規模な施設等であっても、シンボル性が高いものや多くの県民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。

2 混構造による木造化 【指針第4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

3 木造化が困難な施設 【指針第4・(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

- ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。
- イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

4 特に木質化する施設 【指針第4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

- ア 学校、福祉施設、医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。
- イ 多くの県民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

5 県産木材の使用 【指針第4・3】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。

6 木材利用の留意点等 【指針第4】

- (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。
- (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。
- (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的效果

により木材使用の展示効果、PR効果を高める。

- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

7 県有施設の備品及び消耗品 【指針第5】

- (1) 職員が使用する机、椅子等、一括購入する特定備品については、現時点では調達が困難なため、本指針を適用しない。
- (2) 備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能な場合には、「埼玉県グリーン調達推進方針」にもとづき、その使用に努める。

8 市町村等への要請方法 【指針第8】

- (1) 市町村、県関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、各部局は、所管している国庫補助事業及び県費補助事業の運用などにおいて、積極的な県産木材の利用が図られるよう努める。

9 コスト縮減への留意 【指針第11】

- (1) コスト縮減については、施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストについても留意する。
- (2) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意する。

10 農林部における対応

農林部所管の県有施設及び補助事業の重点施設は、法令や施設の設置目的により木造化が困難なものを除き、全てを木造化する。

11 指針の運用

- (1) 指針の運用に必要な調整及び進行管理は、「彩の国木づかい促進連絡協議会」（以下「協議会」という。）において行う。
- (2) 協議会は、構成員及び市町村における県産木材の利用状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該利用状況を公表するものとする。
- (3) 農林部各課室所は、施設の計画及び補助事業の審査にあたり、その内容について部内

の検討会議等で調整を図ったうえで農林部長に報告する。

- (4) 構成員は、指針の趣旨を踏まえ、県有施設（公共建築物）に係る新築、増築、改築、改修について、設計委託業務の予算積算段階から木造化・木質化を検討する。
- (5) 協議会は、構成員の県有施設における木造化・木質化の検討状況を毎年1回調査し、木造化・木質化を促進するために活用する。